

2026年度版

千葉県高等学校 PTA 連合会推薦

# 高校生総合補償制度

&lt;団体総合生活保険&gt;

**Aタイプのみ「教育継続支援特約」が付帯!****団体割引  
5% 適用****トラブル対策の費用を補償します!****治療費用補償プラン(A・Bタイプ)は  
病気やケガの治療費等も補償!**

※学生本人が病気やケガを被り国内で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分を保険金にてお支払いします。



©東京海上日動

**自転車事故の備えは大丈夫ですか?**

もしも事故を起こしてしまったら…  
高額な賠償金が生じることがあります!

**賠償額 9,266万円**

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

**千葉県  
自転車条例対応**

(東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)

**相手方への高額賠償も対応 国内は無制限で補償!**

示談交渉付

※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

**いじめ、SNS被害等の人格権侵害に対応!****お申込み締切日****2026年3月28日(土)**

締切日以降でもご加入いただく事ができますが、保険開始は遅れます。(「4.保険料一覧表」参照)

[引]受保険会社]

東京海上日動火災保険株式会社

## 制度上のメリット

新入生保護者様

2026年3月吉日

千葉県高等学校PTA連合会  
会長 根本吉晴  
(公印省略)

## 高校生総合補償制度のご紹介

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げますとともに、高校ご入学を心よりお祝い申し上げます。

さて、昨今は、高校生の学校生活・部活動中の不慮の事故等において、本人や相手が負傷する事例、学校備品を破損する事例等が多く発生しています。

また近年、学校等におけるいじめやネットトラブルも社会課題となっております。そのような状況を鑑み、全国的に家庭や学校において、安全運転の指導や、不慮の事故を防止する活動等様々な対策が講じられております。

千葉県においては、2022年7月1日より「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が一部改正され、万が一の加害事故に備えて、自転車を運転する方は自転車による事故を補償する損害賠償責任保険等に加入することが義務付けられてることも方策の一つとなっています。

千葉県高等学校PTA連合会と致しましても生徒の皆様の安全を第一と考え、万が一の事故に備え、高校生活を取り巻く多様な危険を包括的に補償する制度を準備することで、より安心して高校生活を送れるものと考え、本制度を取り入れました。

つきましては、大切なお子さまが、安心・安全な高校生活を送るために、東京海上日動火災保険株式会社の「**高校生総合補償制度**」を紹介させていただきます。  
パンフレット等をご参考の上ご検討賜りますれば幸いに存じます。

① **治療費用補償プラン(Aタイプのみ)は、扶養者が5疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全)により入院・在宅療養状態となり、その状態が一定期間継続した場合に毎月定額の保険金をお支払いします。**(教育継続支援特約付帯)

② **トラブル対策の費用を補償します!**

近年、学校等におけるいじめやネットトラブルが社会課題となっていることから、いじめ、嫌がらせ、ストーカー行為等の被害を受けた場合のカウンセリング費用や防犯対策費用、転校費用を補償します。

③ **賠償責任を全プラン無制限(国内のみ)で補償!**

自転車以外の日常的な賠償事故に加え、通常補償されないお子様の「アルバイト時の賠償事故」もカバーすることができます。

### 個人賠償責任

**学校等から貸与されているタブレット端末について個人賠償責任(受託賠償部分)の補償対象とします。**

④ **A・Bタイプの治療費用補償プランでは病気やケガの治療費等も補償!**

学生本人が病気やケガを被り国内で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分を保険金にてお支払いします。

⑤ **保険料が割安! 団体割引 5%適用**

千葉県高等学校PTA連合会で1つの契約としてまとめますので、団体割引5%の適用により、保険料が割安です。

⑥ **手続きが簡単! 3年間の長期契約**

払込取扱票に必要事項をご記入・ご署名のうえ、保険料を添えてお申込みいただけます。保険料は「一時払」となりますので、毎年のお手続きは不要です。更新漏れも心配ございません。

⑦ **安心のサービス体制! 自動セット**

メディカルアシスト、介護アシスト、デイリーサポート、いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル(弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプにご加入いただいた場合)のサービスで日頃の様々な悩みからもしものときまでバックアップ。

# 1. 補償ラインナップ

A  
タイプ

ケガ・病気(育英費用付)

B  
タイプ

ケガ  
限定

Aタイプ

## 教育継続支援特約

扶養者が5疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全)により入院・在宅療養状態となり、その状態が一定期間継続した場合に毎月定額の保険金をお支払いします。



Aタイプ Bタイプ

## 医療費用補償

学生本人が病気やケガを被り国内で1日以上通院または入院したことにより治療費用等を負担した場合に、健康保険等の自己負担分を保険金にてお支払いします。(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等による入通院は除きます。)

※1回の入院または通院について、限度日数があります。

例えば…

- インフルエンザに罹り、通院した。
- 階段から転倒し足を骨折し、入院・通院した。



Aタイプ Bタイプ

## こども傷害補償(死亡・後遺障害のみ)

Aタイプ Bタイプ

## 育英費用補償

扶養者のケガや熱中症により万一のことがあった場合に備えます。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。

Cタイプ

## こども傷害補償

校内、通学途上はもちろん、クラブ活動、旅行、レジャー等、日本国内外を問わず、生徒自身が「急激かつ偶然な外来的事故」によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。※保険の対象となる方が熱中症になった場合にも各保険金をお支払いします。



Aタイプ Bタイプ Cタイプ

## 携行品補償

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

例えば…

- スポーツ中、誤ってラケットを落として壊してしまった。
- 外出中、カバンをひったくられた。



Aタイプ Bタイプ Cタイプ

## 個人賠償責任

学校等から貸与されているタブレット端末も対象!

例えば…

- 他人にボールをぶつけてケガをさせてしまった。



\*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

\*2 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

Aタイプ Bタイプ Cタイプ

## 弁護士費用等(人格権侵害等)

国内外において、急激かつ偶然な外来的事故により他人からケガを負わせたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢\*1・ストーカー行為・いじめ\*2・嫌がらせ\*3等により精神的苦痛を被った場合\*4に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

例えば…

- 自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないでの、損害賠償請求したい。
- 電車内で痴漢\*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
- 子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。



Aタイプ Bタイプ Cタイプ

## トラブル対策費用

国内外において、急激かつ偶然な外来的事故により他人からケガを負わせたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ\*1・嫌がらせ\*2等により精神的苦痛を被った場合\*3に、防犯対策や転校、カウンセリング\*4に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。

例えば…

- 子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になったため、子どもにカウンセリングを受けさせたい。
- 連日ストーカー行為を受けるので、護身用のグッズを購入したい。

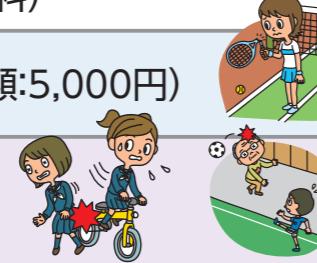


## 2. 保険金額と保険料

申込締切後にご加入を希望される方は、保険料が異なりますのでP.7をご参照の上ご加入ください。

下表の条件(タイプ)以外ではご加入いただけませんのでご注意ください。  
※ご加入口数は1口のみです。

おすすめ!  
ケガや病気も補償  
育英費用もセットされた  
タイプです。

補償内容		ケガ・病気 (育英費用+教育継続支援)	ケガ・病気 (育英費用付)	ケガ限定 Cタイプ
保険料(3年間一時払) (1年あたりの保険料)		52,600円 (約17,534円)	40,440円 (13,480円)	25,310円 (約8,437円)
携行品補償	(自己負担額:5,000円)	10万円	10万円	10万円
個人賠償責任 <sup>*1</sup>		国内無制限・国外1億円 (記録情報限度額 500万円) (個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約セット)		
弁護士費用等(人格権侵害等)		300万円(限度)	300万円(限度)	300万円(限度)
トラブル対策費用補償		20万円(限度)	20万円(限度)	20万円(限度)
傷害補償 	死亡・後遺障害	100万円	50万円	50万円
	入院保険金			1日につき 1,500円
	通院保険金			1日につき 1,000円
	手術保険金 <sup>*2</sup>			 セットあり 入院保険金日額の10倍(入院中の手術) または5倍(入院中以外の手術) <sup>*2</sup>
	育英費用保険金額	100万円	100万円	
教育継続支援特約 <sup>*3</sup>		月額 3万円 (免責期間: 30日 てん補期間3年)		
病気・傷害補償 	治療費用保険金 <sup>*4</sup>	治療費用実費	治療費用実費	
	入院諸費用保険金 <sup>*4</sup>	支払限度基礎日額 1,000円 (免責金額(自己負担額) 5,000円)	支払限度基礎日額 1,000円 (免責金額(自己負担額) 5,000円)	
	先進医療費用保険金 <sup>*5</sup>	 セットあり	 セットあり	

\*1 個人賠償責任については家族型でのお引受となります。A・B・Cタイプには「個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約」がセットされております。

\*2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

\*3 「教育継続支援特約」の詳細は、「団体総合生活保険 補償の概要等」(P.12)をご参照ください。

\*4 支払限度日数は、入院諸費用保険金は180日、治療費用保険金は60日とします。

\*5 先進医療費用保険金は、入院諸費用保険金の支払限度基礎日額の200倍を支払限度額、入院諸費用保険金と同一の支払限度日数とします。

### 3. 申込(払込)締切日

初回締切日	最終締切日
2026年3月28日(土)	2026年7月29日(水)

### 4. 保険料一覧表(一時払)

※何れも満期日は2029年3月31日となります。  
※締切後のご加入(中途加入)の場合は保険料が異なります。

申込締切日	保険期間	保険料表		
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2026年3月28日 (初回締切日)	2026年4月1日午前0時 ～ 2029年3月31日午後4時	52,600円	40,440円	25,310円
2026年4月28日	保険料払込日の2日後午前0時 ～ 2029年3月31日午後4時	52,600円	40,440円	25,310円
2026年5月29日	保険料払込日の2日後午前0時 ～ 2029年3月31日午後4時	51,320円	39,460円	24,700円
2026年6月27日	保険料払込日の2日後午前0時 ～ 2029年3月31日午後4時	50,060円	38,490円	24,090円
2026年7月29日 (最終締切日)	保険料払込日の2日後午前0時 ～ 2029年3月31日午後4時	48,590円	37,360円	23,390円

### 5. お申し込み方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。  
ご加入希望者は、同封しております「払込取扱票」(加入依頼書兼払込取扱票)に必要事項をご記入、ご署名のうえ、3月27日(金)までにゆうちょ銀行または郵便局にて振込手続き※を行なってください。  
※保険料の振込みは必ず同封の払込取扱票にてお願いします。  
※保険料を誤って振り込まれた場合、差額のお振込の手数料はご加入者様のご負担となりますのでご注意ください。  
この保険は、千葉県高等学校PTA連合会を契約者(以下、団体)とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として千葉県高等学校PTA連合会が有します。

### 6. 加入者票を発行

保護者の方に「加入者票」をお送りいたします。  
加入者票のお届けは5月下旬以降、作成完了したものから順次お届けいたします。  
加入者票到着までは、振込払込請求書兼受領証が、本制度ご加入の証となりますので、大切に保管してください。

### 7. 保険の対象となる方

#### 【「保険の対象となる方(被保険者)ご本人\*1」としてご加入いただける方】

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人\*1」としてご加入できる方は、千葉県高等学校PTA連合会に在籍する学生・生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)となります。加入者となる保護者様におかれましては、被保険者となる学生・生徒様に本保険に加入することについてご説明をお願いいたします。

【保険の対象となる方(被保険者)の範囲】 それぞの基本補償について、保険の対象となる方(被保険者)は、以下のとおりです。

	こども 傷害補償	携行品	トラブル 対策費用	個人 *2 賠償責任	弁護士 費用等
	本人型	本人型	本人型	家族型	本人型
対象タイプ					
ご本人*1	○	○	○	○	○
ご本人*1の配偶者	—	—	—	○	—
ご本人*1またはその配偶者の同居の親族	—	—	—	○ *3	—
ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	—	—	○ *4	—

保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※A・B・Cタイプの個人賠償責任について「個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約」が付帯されております。

\*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

\*2 A・B・Cタイプの個人賠償責任について、ご本人\*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます(代理監督義務者については、ご本人\*1に関する事故に限ります。)。ご本人\*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含みます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

\*3 A・B・Cタイプの個人賠償責任については、ご本人\*1の親権者の同居のご親族も保険の対象となる方に含みます。

\*4 A・B・Cタイプの個人賠償責任については、ご本人\*1の親権者の別居の未婚のお子様も保険の対象となる方に含みます。

 育英費用、教育継続支援については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

#### 【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)  
①婚姻意思\*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること  
(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)  
(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

### サービスのご案内

#### 「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

#### メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



##### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

##### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

受付時間\*1: 24時間365日

0120-708-110

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。  
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

##### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

##### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

##### 転院・患者移送手配\*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。  
※2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

# 団体総合生活保険 補償の概要等

## 介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間  
【いずれも土日祝・年末・年始を除く】  
●電話介護相談: 午前9時～午後5時  
●各種サービス優待紹介: 午前9時～午後5時  
0120-428-834

### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に 대해서は、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### 各種サービス優待紹介\*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。<sup>\*3</sup>

\*お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

\*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。

[ホームページアドレス] [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

## デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や

毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間  
【いずれも土日祝・年末・年始を除く】  
●法律相談: 午前10時～午後6時  
●税務相談: 午後 2時～午後4時  
●社会保険に関する相談: 午前10時～午後6時  
●暮らしの情報提供: 午前10時～午後4時

0120-285-110



### 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] [www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

\*弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

\*社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

## いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

\*本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

\*職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

\*いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

### いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。

\*弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

#### 【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

●いじめ ●嫌がらせ ●痴漢 ●ストーカー行為

●自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

受付時間  
【いずれも土日祝・年末・年始を除く】

●いじめ・嫌がらせ等に関する  
相談サービス: 午前10時～午後6時  
●痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス:  
午前7時30分～午前9時30分 / 午後5時～午後10時  
0120-300-575 0120-106-670

対象となる  
補償  
弁護士費用等(人格権侵害等)に  
ご加入いただいた場合  
自動  
セット

### 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

\*いじめという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

### ご注意ください（各サービス共通）

●ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。

●ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。

●一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- \*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- \*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

- ※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。
- ※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等をご参考ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

### 傷害補償(こども傷害補償)

#### A・B・Cタイプ

保険の対象となる方がケガ\*1\*2をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒\*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

\*2 \*1にかかわらず、傷害補償(こども傷害補償)におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

\*3 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡 保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。</p> <p>※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ</li> <li>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ</li> <li>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</li> <li>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ</li> <li>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ</li> <li>・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</li> <li>・外科的手段等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ</li> <li>・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</li> </ul>
後遺障害 保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金の4%～100%をお支払いします。</p> <p>※1 事故について死亡・後遺障害保険金が限度となります。</p>	
入院 保険金 Cタイプ のみ	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してお支払できません。</p>	
手術 保険金 Cタイプ のみ	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります*3。</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります)。</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金額の10倍の額のみお支払いします。</p>	
通院 保険金 Cタイプ のみ	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合 ▶通院保険金額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*1 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBフレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帶、軟性コルセット、サポーターその他の脱が容易なものを含みません。</p>	

等

## 医療費用補償特約

## A・Bタイプ

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
<p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始した場合</p> <p>▶保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます)による入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限ります。</p> <p>※医師の処方箋に基づき、薬局(いわゆる院外薬局)で支払った薬代についてもお支払対象となります。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費</li> <li>●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」*4)</li> <li>●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金</li> <li>●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます)</li> </ul> <p>*1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。</p> <p>*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p> <p>*3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。</p> <p>*4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる入院または通院</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院</p> <p>・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた入院または通院</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院</p> <p>・先天性疾患による入院または通院</p> <p>・妊娠または出産による入院または通院</p> <p>・痔核(じかく)、裂肛(れっこう)または痔瘻(じろう)による入院または通院</p> <p>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院</p> <p>・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院</p> <p>・歯科疾病的治療のための通院</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院</p> <p>・この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院*1</p> <p>*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払対象となります。</p>	

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
<p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院を開始し、以下の費用を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●病院または診療所の承認を得て使用されたベッドまたは病室の使用料</li> <li>●保険の対象となる方が約款に定める所定の状態となり、かつ医師等が必要と認めた期間において親族が付添をした場合の親族付添費*1、交通費、寝具等の使用料</li> <li>●保険の対象となる方の家庭において、次のいずれかの期間中に雇い入れたホームヘルパー*2の雇入費用(ホームヘルパー*2の紹介料および交通費を含みます。)           <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア)医師等が付添を必要と認めた期間</li> <li>(イ)家事従事者*3である保険の対象となる方が入院している期間</li> </ul> </li> <li>●療養に必要かつ有益な諸雑費*1</li> <li>●入院、転院、退院のための交通費</li> <li>●入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養に必要とした費用および生活療養における食事の提供である療養に必要とした費用(標準負担額を除きます)</li> </ul> <p>▶負担した費用の合計額から免責金額(自己負担額:5,000円)を差し引いた額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院*4について、支払限度額(支払限度基礎日額に入院日数*5を乗じた額)を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院*4について、入院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院により負担した費用に限ります。</p> <p>※上の費用は、保険の対象となる方が公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に限ります。この場合において、「療養の給付」等の支払対象となる費用または労働者災害補償制度の下で給付対象となる費用があるときは、その費用を除きます。なお、公的医療保険制度における「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に必要とする費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」、および「家族移送費」をいいます。</p> <p>※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われた他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた入院諸費用保険金に相当する保険金を除きます)</li> <li>・他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</li> <li>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</li> </ul> <p>*1 親族付添費については1日につき4,200円、諸雑費については1日につき1,100円とします(2025年2月時点)。</p> <p>*2 炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。</p> <p>*3 保険の対象となる方の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族の中で主たる者をいいます。</p> <p>*4 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p> <p>*5 入院を開始した日から、その日を含めて支払限度日数を経過した日までの期間中の実入院日数をいいます。</p>	(「医療費用補償特約」治療費用保険金と同じ)	

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
<p>入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約(医療費用補償用)による保険金をお支払いする主な場合に係る免責金額方式の変更に関する特約(医療費用補償用)による保険金をお支払いしない主な場合</p>	<p>先進医療費用保険金</p> <p>入院諸費用保険金に係る免責金額方式の変更に関する特約(医療費用補償用)による保険金をお支払いする主な場合に係る免責金額方式の変更に関する特約(医療費用補償用)による保険金をお支払いしない主な場合</p>	<p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始し、以下の費用を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●先進医療に必要とする費用*1</li> <li>●先進医療を受けるために必要とした入院・通院・転院・退院のための交通費</li> </ul> <p>▶負担した費用の合計額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院*2または通院*3について、支払限度額(入院諸費用保険金の支払限度基礎日額の200倍)を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限ります。</p> <p>*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になつている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります)。</p> <p>*2 次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われた他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた先進医療費用保険金に相当する保険金を除きます)</li> <li>・他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</li> <li>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</li> </ul> <p>*1 先進医療費用のうち保険外併用療養費(保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。)を除きます。</p> <p>*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p> <p>*3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。</p>

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
<p>入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約(医療費用補償用)による保険金をお支払いする主な場合</p>	<p>教育継続支援保険金</p>	<p>【第1回教育継続支援保険金】 扶養者*1が、保険期間中に5疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全)により入院・在宅療養*2状態となり、その状態が入院・在宅療養*2状態となった日からその日を含めて免責期間*3を超えて継続したと医師等によって診断された場合</p> <p>▶教育継続支援保険金額をお支払いします。</p> <p>【第2回以後教育継続支援保険金】 保険金支払基準日*4の翌日から翌月の応当日まで上記の入院・在宅療養*2状態が継続したと医師等によって診断された場合</p> <p>▶教育継続支援保険金額をお支払いします。ただし、てん補期間*5を限度とします。</p> <p>*他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。</p> <p>*2 医師等の指示により、職種を問わず、すべての業務に終日従事することなく、治療に専念することをいいます。なお、死亡した後は、いかなる場合でも「入院・在宅療養状態」とはいいません。</p> <p>*3 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。</p> <p>*4 次のあ、および、をいいます。</p> <p>ア. 第1回教育継続支援保険金の保険金支払事由に該当した イ. 第1回教育継続支援保険金の保険金支払事由に該当した日を含む月の翌月以降、毎月のその日の応当日。毎月の応当日がない場合は、その月の末日をいうものとします。</p> <p>*5 繼続する入院・在宅療養*2状態に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*3終了日の翌日からの期間)のことをいいます。</p>

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
<p>入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約(医療費用補償用)による保険金をお支払いする主な場合</p>	<p>育英費用補償特約 A・Bタイプのみ</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態</p> <p>・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態</p> <p>*1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることができます。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払対象となります。</p>

## 個人賠償責任補償

## A・B・Cタイプ

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
<p>個人賠償責任補償特約+個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</li> <li>日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合</li> <li>保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</li> <li>電車等*1を運行不能にさせた場合</li> <li>国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合</li> <li>1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。</li> <li>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</li> <li>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</li> <li>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</li> <li>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</li> <li>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</li> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>職務(アルバイトおよびインターナシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</li> <li>受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</li> <li>自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</li> <li>受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</li> <li>受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>受託品の電気的または機械的事故</li> <li>受託品の置き忘れまたは紛失*4</li> <li>詐欺または横領</li> <li>風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</li> <li>受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</li> <li>*2 以下のは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品</li> <li>*3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>等</li> <li>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</li> <li>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカードを除きます。</li> <li>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカードを除きます。</li> <li>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</li> <li>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</li> </ul>	

## 携行品特約+携行品特約の一部変更に関する特約について

ノートパソコンやタブレット端末について下表の通り、個人賠償責任と携行品の補償範囲が異なりますのでご注意ください。

	個人賠償責任(学校等から貸与された端末)			携行品(ご自身のもの)		
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
タブレット端末(自発的通信機能なし)	○	○	○	○	○	○
タブレット端末(自発的通信機能あり)	○	○	○	×	×	×
ノートパソコン	○	○	○	○	○	○

## 携行品補償

## A・B・Cタイプ

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
<p>携行品特約+携行品特約の一部変更に関する特約</p> <p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額: 1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p>		<p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</p> <p>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</p> <p>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</p> <p>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>・電気的または機械的事故に起因する損害</p> <p>・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</p> <p>・詐欺または横領に起因する損害</p> <p>・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害</p>	
<p>*1 置き忘れまたは紛失または紛失後の盗難を含みます。</p>		<p>等</p>	

## 弁護士費用等(人格権侵害等)補償

## A・B・Cタイプ

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
<p>弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)+本人のみ補償特約弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)</p> <p>国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人が急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人が不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人が痴漢、ストーカー行為、いじめ*5または嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</p> <p>▶1つの原因事故*6について300万円を限度に保険金をお支払いします*7。</p> <p>※弁護士等*8への委任や弁護士等*9への法律相談および弁護士等*9への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*10、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。</p> <p>*2 病気またはケガをいいます。</p> <p>*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。</p> <p>*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。</p> <p>*5 小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校(幼稚部を除く)に在籍する児童または生徒が対象となります。</p> <p>*6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*7 弁護士等*8への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。</p> <p>*8 弁護士または司法書士をいいます。</p> <p>*9 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。</p> <p>*10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります)。</p> <p>①婚姻意思*7を有すること</p> <p>②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*2 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることができます。</p> <p>*3 病気またはケガをいいます。</p> <p>*4 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。</p> <p>*5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。</p> <p>*6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>		<p>・ご契約者、保険の対象となる方、その配偶者*1またはそれらの同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為*2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*4</p> <p>・労働災害により生じた身体の障害*3または精神的苦痛</p> <p>・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*3</p> <p>・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・電磁波障害に起因する身体の障害*3または精神的苦痛</p> <p>・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛</p> <p>・保険の対象となる方または賠償義務者*5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*3または財物の損壊等*4</p> <p>・保険の対象となる方もしくはその配偶者*1、またはそれらの親族等が賠償義務者*5である場合</p> <p>・保険契約または共済契約に関する原因事故*6</p>	
<p>*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります)。</p> <p>①婚姻意思*7を有すること</p> <p>②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*2 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることができます。</p> <p>*3 病気またはケガをいいます。</p> <p>*4 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。</p> <p>*5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。</p> <p>*6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>		<p>等</p>	

## トラブル対策費用補償

## A・B・Cタイプ

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担した場合	・ご契約者、保険の対象となる方、その配偶者*1またはそれらの同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為*2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*4 ・労働災害により生じた身体の障害*3または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*3 ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害*3または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
保険の対象となる方ご本人が不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合	
保険の対象となる方ご本人が痴漢、ストーカー行為、いじめ*5または嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合	
▶ 1つの原因事故*6について、防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用合算で20万円を限度に保険金をお支払いします。	
※防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。	
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。	
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	
*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*7、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く)に在籍する児童または生徒が対象となります。 *6 保険金の受取人が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担するに至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。 ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	
このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したもので。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。 ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。	

トラブル対策費用補償特約

## ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。  
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】 契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

## I ご加入前におけるご確認事項

## ①商品の仕組み

この保険は、千葉県高等学校PTA連合会(以下、団体)をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

## ②基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

## ③補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください\*2。

●個人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 ●育英費用補償特約  
●医療費用補償特約 ●教育継続支援特約

\*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセッターリングの特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

\*2 1契約のみにセッターリングの場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## ④保険金額等の設定

この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくことになります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません。



(金融庁ホームページ)

## ⑤保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

## ⑥保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

\*保険料の割増率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2)保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3)保険料の一括払込みが必要な場合について 注意喚起情報

(※)団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

\*保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分\*1を解除することがありますのでご注意ください。

\*所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「II-1 告知義務」をご確認ください。

\*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない保険だけなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての保険料が対象となります。

## ⑦保険料控除について

「高校生総合補償制度」のA・B・Bプランの「医療費用補償特約」部分のみ介護医療保険料控除の対象となります。(一括保険料を保険期間(3年)で除して一年間に換算した保険料が毎年の控除対象保険料となります。) 控除証明書が必要な方は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。毎年10月頃より受付開始です。

## ⑧満期返り金・契約者配当金

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報

## II ご加入時におけるご注意事項

## ①告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

\*告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参考ください。

注意喚起情報

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります)。また、ご加入後に加入内容変更として次表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での次表の事項が告知事項となります。

## [告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項		☆:告知事項かつ通知事項
項目名	基本補償・特約	傷害補償
個人賠償責任 携行品 弁護士費用等 トラブル対策費用		
生年月日	★ <sup>*1</sup>	★ <sup>*2</sup>
性別	—	—
職業・職務 <sup>*3</sup>	—	—
健康状態告知 <sup>*4</sup>	—	—

※すべての補償について「他の保険契約等<sup>\*5</sup>」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(こども傷害補償)をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

\*1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。

\*2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。

\*3 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

\*4 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

\*5 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

## ② クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

注意喚起情報

## ③ 保険金受取人

注意喚起情報

## [傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合<sup>\*1</sup>は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

\*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

## ④ 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

注意喚起情報

現在のご加入を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- 補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- 新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- 保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- 新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

## III ご加入後におけるご注意事項

注意喚起情報

## ① 通知義務等

## [通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

## [その他ご連絡いただきたい事項]

- すべての補償共通  
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

## [ご加入後の変更]

- すべての補償共通  
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行なう際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。  
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

## ② 解約されるとき

契約概要

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求<sup>\*1</sup>することができます。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があつても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間<sup>\*2</sup>に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくななります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

\*1 解約日以降に請求することができます。

\*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

## ③ 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

## ④ 満期を迎えるとき

この保険は保険期間3年間の契約で更新はございません。

## IV その他ご留意いただきたいこと

注意喚起情報

## ① 個人情報の取り扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
  - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
  - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
  - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
  - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
  - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
  - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

## ② ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
  - ①この保険が継続された最初のご加入(初年度契約といいます)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
  - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます)
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

## ③ ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

## ④ 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりになります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
医療補償、がん補償		

## ⑤ その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。  
したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

注意喚起情報

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありまして、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

## ⑥ 事故が起ったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - 東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他の医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
  - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
  - 附加給付の支給額が確認できる書類
  - 東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
  - 公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいる場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者<sup>\*1</sup>または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。  
\*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
  - 保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。

・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。

1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合

2. 特約の失效により、ご加入者が保険料の減額を知った場合

3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参考ください。

#### 保険の内容に関するご意見・ご相談等

#### 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

#### 指定紛争解決機関

#### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関) 注意喚起情報

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

 0570-022808  
(通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時  
(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内  
[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)

事故受付センター  
(東京海上日動安心110番)

 0120-720-110

受付時間: 24時間365日

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

**1** 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 保険金をお支払いする主な場合 | <input type="checkbox"/> 保険金額、免責金額(自己負担額) |
| <input type="checkbox"/> 保険期間           | <input type="checkbox"/> 保険料・保険料払込方法      |
| <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方      |   |

**2** 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	左記以外の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいているか?	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいているか?	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

**3** 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意<sup>\*2</sup>」についてご確認ください。

<sup>\*2</sup> 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

**M E M O**

**M E M O**

## お問い合わせ先

〈取扱代理店（幹事代理店）・事故時の連絡先〉

〈非幹事代理店〉

**株式会社 東京海上日動パートナーズTOKIO 千葉支店 千葉支社**

〒261-7119 千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデン マリブイースト棟19階 B1904号室  
TEL:043-297-5315 (受付時間 平日 9:00~17:00) FAX:043-297-5316

〈引受保険会社〉

**東京海上日動火災保険株式会社**

〈担当支社〉 千葉支店 千葉中央支社

〒261-7116 千葉市美浜区中瀬2丁目6-1 ワールドビジネスガーデン マリブイースト棟16階  
TEL:043-299-5869 (受付時間 平日 9:00~17:00)